

食品ロス削減に向けての取り組みを推進する意見書

食料生産には、土地、水、エネルギー、肥料・飼料など、多くの限りある資源が投入されている。また、世界では、人口の約9人に1人が栄養不足に苦しんでいるにもかかわらず、生産される食料のおよそ3分の1が廃棄されている。農林水産省によると、日本では、年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの642万トンが食品ロスと推計されている。

我が国の食品ロスの半数は製造・流通・外食などの食品関連事業から発生し、残りの半数は家庭での食べ残しや未利用食品の廃棄などで発生している。フランスでは、今年2月に大型スーパーの売れ残り食料の廃棄を禁止する法律が成立するなど食品ロス削減の取り組みが進められており、日本でも国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって取り組むことが求められている。

よって政府においては、食品ロス削減に向けて、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること
 - 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産・過剰在庫の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者が食品関連事業者全体に拡大するよう普及推進すること
 - 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べきれない分量のメニューの普及を推進するとともに、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること
 - 4 フードバンク等の取り組みを全国的に普及させ、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの確立や、災害発生時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地の需要を的確に把握し、必要とされている食料を届けるなどの支援を行うこと
- 以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成28年6月24日

川口市議会議長

吉田英司

内閣総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、防災担当）様